監査報告第３号
令和６年（2024 年）７月 26 日

札幌市監査委員　藤　江　正　祥
同　　愛　須　一　史
同　　高　橋　克　朋
同　　福　田　浩太郎

令和６年度第１回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第１項、第２項及び第４項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第９項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

１　財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見（要望）事項	遵守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
まちづくり政策局	政策企画部		2					2	1	
	都市計画部		1					1		1
保健福祉局	保険医療部		1	1				2	3	
経済観光局	観光・MICE推進部		2	3	1		1	7	1	
	農政部									
	中央卸売市場		3	1	1		1	6	1	
都市局	市街地整備部									
交通局	事業管理部	1	2				1	4	1	2
	高速電車部	2	1					3	3	1
東区	土木部			2				2		
白石区	土木部		2	1				3		
厚別区	土木部	1		1				2		
手稲区	土木部	1		1				2		
農業委員会事務局							1	1		
10 局（区）	14 部	5	14	10	2		4	35	10	4

※　「遵守」は基本的遵守事項を表す。

２　財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見（要望）事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	みどりの推進部	1	1			2	
交通局	高速電車部	1	5	1		7	
北区	土木部		1			1	1
東区	土木部	1	1			2	
４局（区）	４部	3	8	1		12	1

財　務　監　査　等

（事務）

抜粋版

財務監査等（事務）報告書

令和６年度第１回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和２年３月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類　財務監査、行政監査

監査の対象

まちづくり政策局	政策企画部、都市計画部
保健福祉局	保険医療部
経済観光局	観光・ＭＩＣＥ推進部、農政部、中央卸売市場
都市局	市街地整備部
交通局	事業管理部、高速電車部
東区	土木部
白石区	土木部
厚別区	土木部
手稲区	土木部
農業委員会事務局	

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、22ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和５年４月１日から令和６年３月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和６年４月５日から同年７月３日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第１　指摘事項

１　収入事務

（省略）

２　支出事務

（省略）

３　財産管理事務

（省略）

４　行政運営事務

⑴　不利益処分に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局中央卸売市場】

札幌市行政手続条例に規定する不利益処分に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア　札幌市行政手続条例では、不利益処分をしようとする場合はその名宛人となるべき者について、弁明の機会等の意見陳述のための手続を執らなければならないが、弁明の機会を付与すること及び不利益処分を行うことを同一の起案で決裁しており、弁明の機会を付与する前に不利益処分を行うことが既に決定されていたもの

イ　被処分者に交付した書面に行政不服審査法で定める審査請求ができる旨及び行政事件訴訟法で定める取消訴訟を提起することができる旨の教示がないもの

不利益処分については、法令等によりその手続が厳格に規定されていることから、今後は関係規程等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

⑵　公文書に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局観光・ＭＩＣＥ推進部】

補助事業において、事業者等から提出される実績報告書などは、事業の効果等を確認して補助金の精算などを行うことから組織的に用いる公文書であるが、収受がいつ行われたのか不明なものが散見された。

今後は、関係規程に基づき、チェック体制の強化を図りながら、公文書の適正な管理に努められたい。

５　その他の事務

（省略）

第２　意見（要望）事項

（省略）

第３　基本的遵守事項

（省略）